

#### 【第4条6号 寄附の勧誘に関する禁止行為の要件】

- ① 寄附の勧誘をするに際し、
- ② 不安をあおりまたは不安に乗じて
- ③ 寄附が必要不可欠と告げることによって、
- ④ 困惑させてはならない

出典：法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案より山添拓事務所作成

#### 【2022年12月6日 衆議院本会議 岸田文雄首相答弁①】

「・・・いわゆるマインドコントロールによる寄附については、多くの場合、不安を抱いていることに乗じて勧誘されたものと言え、新法案による取消権の対象となると考えられます。また、寄附当時は自分が困惑しているか判断できない状態であったとしても、脱会した後に、冷静になって考えると、当時、不安に乗じて困惑して寄附をしたということであれば、そのような主張、立証を行って、取消権を行使することが可能であると考えられます・・・」

出典：2022年12月6日衆議院本会議議事速報より山添事務所作成

#### 【2022年12月6日 衆議院本会議 岸田文雄首相答弁②】

「・・・入信当初と寄附の勧誘にタイムラグがある場合等の取消権の取扱いについてお尋ねがありました。御指摘のような場合でも、入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附勧誘であると判断でき、また、事後的に、寄附当時困惑していたと考えた場合には、取消権の対象になると考えています。また、入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附勧誘と判断できない場合であっても、入信時に抱かされた不安が継続している場合には、法人等がこれに乗じて寄附の勧誘をすれば、新法案の第四条第六号の「不安を抱いていることに乗じて、」の要件を満たすことから、取消権の適用対象になると考えています・・・」

出典：2022年12月6日衆議院本会議議事速報より山添事務所作成